



■委員長挨拶により開会。

■まず、所管事項調査「大学誘致関連の諸課題に関する現在の状況について」企画広報課から説明を受け調査を行った。

**【説明：武田企画広報課長】**

学校法人に対して支払った補助金は、10月末を返還期限として、返還命令書を送ったが、現時点で返還はない。ただ、この補助金の取扱いについて、現在、市と学校法人、双方の弁護士を通じて連絡を取り、今後、協議を進めていくことにしている。

これまでの経過

4月22日 補助金交付決定取消通知を送付。

7月2日 学校法人代理人から「通知書」文書受領

内容：補助金取消は信義に反しており、納得していないという補助金取消に対する学校法人側の見解が示されていた。

8月28日 市から「回答書」送付

内容：①市が補助金を取消した理由を記載し、信義に反するものではない旨の回答

②後日、返還命令書を送付すること、できればそのことについても今後協議を進めたいという旨も伝えた。

9月5日付 補助金等返還命令書を送付

9月18日 学校法人代理人より「御連絡」文書受領

内容：①市からの回答書では信義に反していないとあるが、大学誘致断念は市が一方的に行ったものという考えのもと、反論。

②補助金交付決定取消処分が行政処分当たるかの質問

9月20日 市の代理人から「御連絡」文書を送付

内容：行政処分には該当しないという見解を回答

9月20日～9月末

学校法人代理人から電話で、補助金の取扱いについて協議を行いたいと相談があり、市の代理人弁護士から、協議は行おうが、協議に当たっての資料を整えたいので時間がほしいと連絡。

その後、今日に至っており、現在は、市の代理人弁護士から依頼を受けた資料作成に向け、整理している。

**【質疑：上岡正委員】**

①それだけの説明をするなら、調査するための資料を準備する必要がある。

②期日までにお金が入らなかったことに対する市の現在の考えについて

9月5日に返還命令を出した時点で、期日までに入らなかった場合の対応を市としては考えておかなければならない。

**【答弁：武田企画広報課長】**

①今の説明は、これまで説明してきたことと重なるものが多く、今回の調査事項に対する説明は、冒頭の返還されていないこと及び現在も弁護士とやり取りしているという部分のみであったことから、資料は準備しなかった。

②11月8日に弁護士と協議することとしている。

これまでも対応を考えておく必要があったかどうかは、返還命令を出した後、説明したとおり、文書や電話等でやりとりしており、協議していくことは意思確認できている。その延長線上にこの取扱いが見えてくると考えている。こうした経過がある中で、現時点でどう対応すべきかは整理できていないが、今後、協議が進むことは間違いないことであり、その内容により取扱いは見えてくると考えている。

**【質疑：上岡正委員】**

まず、市は返還命令として全額を求め、期日を10月末とした。それが顧問弁護士との話し合いの中で市が正しいと考えた判断だったのでは。期日までに入らなければ訴訟すべき。訴訟の場で決着をつけるべきではないか。今後の協議で決着するという見通しが執行部にはあるのか。

また、市が支出した損害賠償金2,000万円について9月定例会では、学校法人に請求するか考えてみなければならないという答弁だったので、このことについては、その後どうなっているか。

**【答弁：武田企画広報課長】**

協議して決着がつくかどうかは不明であり、訴訟は、将来的に可能性としてあるが、現段階では、

双方の代理人で協議するという事で確認している状況。

学校法人側が納得していない理由の1つに、補助金で整備した施設の中で市に帰属しているものがあり、これについての検証が必要ではないかという見解が示されており、これについて、市の代理人弁護士も、この点は重要になってくるであろうとのこと。このことも含め、今後協議していこうということ。旧中医学研究所や、整備途中ではあるが旧下田中学校といった市に帰属している資産の価値についても、市の損益という観点からも検証が必要ということで整理している段階。損害賠償金の件も含め総合的に整理していく。

**【質疑：上岡正委員】**

大学誘致を断念してから約2年間検証し、今年9月5日に、市として結論を出して、補助金全額の返還命令を出した。これは市が出した結論。大学がおっしゃることもわかるが、市が結論を出して発出した返還命令に対し、大学側が意見を言ってきたからと言って、また協議するとは、非常に甘いのでは。その協議や検討は、当然、この2年間でしておかなければならなかったことと考える。返還命令を出したが、相手方からはゼロ回答であったと。

現市長のうちに、訴訟をして決着をつけてもらわなければならない。その結果、例えば、裁判所が市が50%と言うならそれはそれだが、長引くかもしれないが、できるだけ早く決着をつけてもらいたい。もう2年も経っている。

生徒確保については、市長は大学側に全責任があると答弁しているが、締結した基本協定には甲乙双方が生徒確保に努めると記載がある。こうした面からみると、大学側の見解もわかる。

市と学校法人との協議の中で、例えば、全額ではなく半額戻すようになって、市民も私も納得しない。裁判所できちんと判断し決着をつけるのが正しいと思う。

再度執行部内で協議し、できる限り早く結論を聞きたい。市民にも報告してもらいたい。

**【答弁：武田企画広報課長】**

ゼロ回答という言葉があったが、協議していこうという話なのでゼロ回答ではないという認識。

できるだけ早期にということは、市としても当然考えている。ただ、やはり法律の専門的な見解・助言をいただきながら進めるべきであろうと考えている。現在、代理人同士で協議からやっっていこうという話になっているので、まずは、弁護士の助言に沿って協議から進めたいということに変わらない。協議の中でも結果が出てくる可能性は十分あると考えている。

**【質疑：上岡正委員】**

協議をするにしても、期限を切るべきでは。例えば年度末までに決着がつかなければ、訴訟を起こすとか。訴訟を起こせば裁判に時間を要する。それは仕方のないことだが、現市長の下で方向性をつけるべき。

**【答弁：武田企画広報課長】**

11月8日の弁護士との協議の中で相談してくる。

**【質疑：川村一朗委員】**

協議するというが、2年以上経過しているのに人が良すぎる。返還期限を過ぎてから協議するというのもおかしい。私は、今月中に協議し、12月中には訴訟に入るくらいのことをしても良いと考える。スピード感を持ってやってもらわなければ市民も納得しない。

**【答弁：武田企画広報課長】**

市職員の立場でここで答えることはできない。ただ、協議については、私たち職員では法の専門知識がないため、法の専門家同士の協議により解決に向け、進めていくことを理解いただきたい。期限については、11月8日に弁護士と相談する。

**【意見：上岡正委員】**

学校法人が話を長引かせたいのは、怒る議員もいなくなり、市民にも諦めムードが出てくるのを待っているのでは。私は年度末を限度に協議に期限を設けるべきと考える。

**【意見：上岡真一委員】**

私は、市長の任期中には結論を出してほしいと考える。

**【意見：川村一朗委員】**

9月下旬の電話でのやりとりは、日付も分からず、文書でもなく、証拠を残さない形で行われている。2年も待った中でまだ協議するなら期限を切ってやらないと信用できない。市も協議するならばよいが、スピード感が必要。

**【意見：澤良宜副委員長】**

全額返還命令は、市としての考えとして出したはず。今聞いていると全額返還は難しいと取れるが、

どこを妥協点とし、どこまでを返してもらおうとしているのか全く見えない。本当に遅いというイメージ・感覚がある。できるだけ早く進めてもらいたいし、何か進展があれば、委員会等で随時共有・報告をお願いしたい。スピード感が必要と考える。

**【意見まとめ：広瀬委員長】**

委員会として早期の解決を強く求める。これが委員の意志であろうと思う。

**【答弁：武田企画広報課長】**

執行部としてもできるだけ早期にという考えはあるが、市だけで進めるわけにはいかないもので、法的な解釈、助言も当然必要になる中で、例えば、訴訟になれば時間がかかるケースもたくさんあるので、結論の時期というのは訴訟の可能性も考えた場合、いつまでというのは難しいが、協議の目安については、11月8日に弁護士とできる限り整理したいと考える。

**【意見：上岡正委員】**

裁判すれば数年かかるかもしれない。そんなことは誰も言っていない。協議をするという部分について期限を切り、スピード感を持って当たるようにと言っている。市長の任期中に。今日の報告でも9月までのやりとりまでで10月には一切やりとりがない。法的な専門知識が無くても、主体的に段取りはできるのではないか。そのことを強く要望する。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項の報告ア「西土佐総合支所庁舎の一部貸付について」地域企画課から報告を受けた。

**【説明：朝比奈地域企画課長】**

1 これまでの経過や現状

幡多信用金庫川崎支店は、老朽化等により移転について検討されており、数年前から相談を受けている。西土佐地域では商工系の融資等は幡多信用金庫でなければ対応できないことから、仮に、適当な移転先が見つからず撤退することとなった場合、その影響は大きく、西土佐地域の他の金融機関からも理解を得ている。また、並行して、庁内関係課との協議も重ねてきた。

2 総合支所における余剰スペースの有効活用

業務効率化や総合支所職員数の減少もあり、余剰スペースを有効活用することで、西土佐地域の地域振興や商工業振興、また、市財源にも好影響を与えるものとして有効であると判断。

今後、公平性を担保する観点から、まず、総合支所内余剰スペースの利活用について公募を行い、相手方が決まり次第、契約締結のうえ、貸付を行うこととしたいと考えている。

**【質疑：上岡正委員】**

過去に、県との協議ではOKをもらっていたが、国のほうでダメと言われ、補助金を返した事例がある。国との協議はどうなっているのか。

**【答弁：朝比奈地域企画課長】**

県の見解では、あくまでも貸付とすることで、繰り上げ償還等も必要ないと返事をもらっており、市としては、このやり取りを受けて今後進めていく。

**【意見：上岡正委員】**

県として、1担当だけの返事ではなく、課長等も含めた県全体としての見解かどうかをよく確認したうえで進めてもらいたい。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項の報告イ「高知県人口減少対策総合交付金活用事業について」企画広報課から報告を受けた。

**【説明：武田企画広報課長】**

1 交付金の概要

事業期間 : 令和6年度から令和9年度までの4年間

交付対象事業 : 人口増に期する4つの柱の推進に向けた取組

事業メニュー : ①基本配分型…既に実施している、人口減少対策に繋がるような取組について、県が補助していた事業メニューを、この交付金の中に取り込む形になり、その事業がスライドしてくる。

②連携加算型…配分1億円に対する事業計画となる。

県が掲げる目標「令和15年までに34歳以下の若者人口と出生数を令和4年よりも増加させること」に繋がる事業に対して活用できる。

## 2 検討状況について

7月にプロジェクトチームを設置し、これまで4回プロジェクトチーム会議を開催、10月末には政策会議で説明する。11月27日に県の審査を受ける。

## 3 取組内容（事業メニューのうち②連携加算型）

### (1) 若者人口の増加・定着

#### ア 移住促進

##### (ア) シティプロモーションの強化

グッズや市外のような集客施設での展示、サイネージを活用したプロモーションを展開していきたい。

##### (イ) ワークेशन向けの環境整備

市外にある企業で在宅勤務が可能な企業等にアプローチし、四万十市暮らしを体験しながら仕事ができる環境整備として住居の確保や改修等を行う。また、本市滞在中の移動手段に係る費用等への助成も考えている。

##### (ウ) 若者層移住定住促進

34歳以下の方が本市へ移住する際の引越し費用や住居借りに係る支援を行う。現在も制度があるが、若者に対し既存支援を拡充する形で行う。

##### (エ) 奨学金返還支援制度の導入

#### イ 働く場の確保

##### (ア) 企業誘致

遊休施設を活用したサテライトオフィス等を行う企業を募集する。全国公募し、応募があった場合、必要最小限の改修を市が行う。

##### (イ) 特定地域づくり事業協同組合運営支援

西土佐地域を想定している。人材が不足している事業者によって組合を作り、その組合が市外から4～5人程度人材を確保し、不足している事業者に派遣する取組。

##### (ウ) イノベーションセンター設置

中心市街地の空き店舗を活用し、デジタル等を活用した経営支援を行い、市内事業者の底上げ、力を付ける取組みを行い、並行して、市内中高生と企業を結ぶ、交流の場としても活用し、市内の事業者、仕事に関心を持ち、将来的に市内で就職していただけるような仕掛けづくりをする。

#### ウ 外国人材の活用

取組内容の詳細は決まっておらず、来年6月補正以降の取組に向けて検討している。

#### エ 教育の魅力向上

人生の最初の岐路は高校進学時期と考えるが、市外へ進学する方も当然いる中で、幡多地域での連携した取組として、幡多地域の高校の魅力を上げる取組

しまんとびあを核として、文化的活動の魅力向上、活動の活性化を図る取組

みらい留学制度を活用し、市外から幡多地域の高校に通学していただき、地域の魅力を知っていただいて卒業後、できれば帰ってきていただきたいという取組

### (2) 婚姻数の増加

#### ア 出会いのきっかけ応援

友好都市の枚方市の女性に来ていただき、市内で婚活イベントを開催

### (3) 出生数の増加

#### ア 産み育てるための経済的負担の軽減

##### 不妊治療費助成

現在は、県の事業として、県1/2、市1/4、受益者1/4負担のところ、受益者負担分を拡充して支援する。また、現在制度はないが、通院費に対しても助成を行う。

#### イ 子育てしやすい環境の整備

旧中医学研究所1階を活用し、屋内遊園地として整備する。

(4) 共働き共育で推進

ア 高知県ワークライフバランス推進企業認証や国の認定「くるみん認定」を受けた企業に対して奨励金を交付する。ワークライフバランスや子育て環境整備に取り組む企業に対し奨励金を交付することで、こういった企業を増やす。

4 事業費等

総事業費は4年間で約2億5,400万円。そのうち、交付金部分は1億900万円余り。枠が1億円であるため、900万円余りは一般財源になると考えているが、県とのやりとりで動く要素がある。現段階では各事業の積み上げで計上している。

**【質疑：上岡真一委員】**

不妊治療に係る助成は、妊娠するまでずっと助成することはできないか。

**【答弁：武田企画広報課長】**

現在の助成は、43歳未満が4回、43歳以上が6回という上限がある。上限をなくすことについては、今後検討課題にしたい。

**【質疑：上岡真一委員】**

とことん協議してもらいたい。出生数増加には、やはり産ませるための努力をしなければならない。必ず妊娠するまで助成すれば、途中で不妊治療をやめる人もいなくなる。助成がなくなって諦めたという人も何人も聞いている。不妊治療の方法も様々あり、そういうことを研究し、しようと思えばいくらでもできると思う。ぜひそういうことも考えて、出生数増加のために何をすべきか、若い職員とも話し合い、協議してもらいたい。

**【答弁：武田企画広報課長】**

今の意見については今後検討する。

**【質疑：上岡正委員】**

令和7年度から実施の取組もあるが、市長改選期であり、新体制になると今決めても新しい市長の考えで取組が変わるという懸念がある。

取組の中で、特定地域づくり事業協同組合運営支援については、なぜ西土佐地域でのみ行うのか。

**【答弁：武田企画広報課長】**

この組合設立は、数年前から西土佐地域で動きがあり、この交付金が活用可能であることから充てることとした。これが他の地域に広がることもあるので、その時にはまた考える。

**【質疑：上岡正委員】**

行政は公平でなければならない。この取組は中村地域でも行うことを希望する。

**【答弁：武田企画広報課長】**

まずは、モデル的な取組を作るということで、一気に全市的かというとのは、特に新規事業では困難であるので理解いただきたい。なお、この交付金事業を組み立てるため、各課から事業提案を受け、地域企画課が提案してきたことに対し「他課はどうか」というようなことはしておらず、全課で検討し全域で取組むということは困難であることも理解いただきたい。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項の報告「盗難被害について」企画広報課から報告を受けた。

**【説明：武田企画広報課長】**

11月1日(金)午前中にファックスにより報道発表した内容。

大学事業断念により中断した事業に伴う工事資材の一部が盗難被害を受けたもので、発見日は10月17日(木)。被害状況は、主に音響機器で、プロジェクター、液晶ディスプレイ等。時価総額(現在インターネット等で検索した結果の金額)634万円余り。保管していた資材の数量、位置の変化、段ボール箱が破られたようなことに気づき個数を含む詳細を関係課と確認した結果、在庫数と比較して明らかな減少が認められた。19日(土)中村警察署へ相談に行き、警察の指示に従い手続を進め、24日(木)に被害届を提出。今後は、警察の調査に全面的に協力し、防犯体制の強化を行う。

**【質疑：平野正委員】**

今も相当な在庫があると思うがどのくらいあるか。

**【答弁：武田企画広報課長】**

警察から、在庫の状況について、捜査の関係上、伏せるよう言われているため、この場では控える。

**【質疑：平野正委員】**

防犯の強化とは具体的にはどのようなことか。

**【答弁：武田企画広報課長】**

そのことについても、捜査の関係上、伏せるよう言われているため、この場では控える。

**【意見：平野正委員】**

無人で管理しているため、今後、こういったことのないよう厳重な管理をお願いしたい。

**【答弁：武田企画広報課長】**

防犯の強化は既に実施済みのももあるが、今後、何ができるかも考えていく。

**【質疑：上岡正委員】**

被害額について、時価ではなく、当時の購入金額でなぜ公表しなかったのか。

**【答弁：武田企画広報課長】**

警察から時価で発表するようという指導があった。

**【質疑：上岡正委員】**

警察が言うからといって、当時購入した額で出さないのはおかしいし、購入した額で出すと被害額はもっと多くなるのではないか。

**【答弁：武田企画広報課長】**

工事資材一式として入っている物もあり、当時の購入金額では出しにくい状況である。

**【質疑：上岡正委員】**

補助金を支出した時には検査して金額はわかっているのではないか。

**【答弁：武田企画広報課長】**

購入当時の金額と時価とで、どちらが高いかという比較はできない。  
なお、市が発注した備品であって補助金とは関係ない。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項の報告ウ「四万十消防署移転整備事業基本設計について」地震防災課から報告を受けた。

**【説明：安岡地震防災課長補佐】**

消防より、基本設計が完了したと報告を受けたので、現在の進捗について報告する。

四万十消防署庁舎は昭和59年に建築され40年経過する等、老朽化が進んでいる。災害応急対策の拠点施設として機能が十分発揮されないこと、また、国交省が進める大方四万十道路整備予定路線にあることから、庁舎の移転、更新が必要ということで、令和4年に検討委員会を設置、令和5年6月には整備事業の基本計画を策定し、その後、右山南区と角崎地区で住民説明会を開催。

先日、基本設計が完了し、10月末に周辺8地区の区長、役員等に説明会を開催した。

- ①位置 現消防庁舎の位置から300m東、後川堤防とくろしお鉄道線路に挟まれた56号線沿いの現下水道用地
- ②整備 国交省で進めている工事の残土により盛土工事のうえ、敷地の高さを後川堤防の天端まで上げ整備する。
- ③配置 中心に庁舎と訓練棟、左端には自家給油施設、敷地中央にはヘリポート
- ④出動 具同方面にはそのまま出るが、東山方面へは中央分離帯を越える必要があるため、中央分離帯に遮断機を設置し、そのまま東山方面へ行けるような整備を予定
- ⑤周辺の道 堤防下の駅の裏から角崎へ向かう道は塞がるが、道路下をくぐった後、そのまま堤防へ上がる道は少し位置を変えるが残すので駅裏から角崎方面への通路は確保できる。
- ⑥庁舎 建築基本法上は4階建てだが、車庫部分の天井高が高く、平面図上は、1階、1.5階、2階、3階と記載している。1.5階には職員の仮眠室等を整備予定。  
指令室、出動準備室等の他、女性職員の配置に備え、女性専用スペースを設置。
- ⑦車庫 庁舎に12台、訓練棟に2台の計14台分確保
- ⑧給油施設 緊急時自家給油可能なように、軽油及びガソリンを各10k1
- ⑨基本設計額 20億4,734万2千円(税込)(建築、電気・機械設備、外構、解体)
- ⑩今後のスケジュール 来年度から地質調査、実施設計等を行い、令和10年度から2年間で建築工事、令和12年度完成予定

**【質疑：上岡正委員】**

地域住民・家のある人には説明をしたが、地権者には説明がないのはおかしい。なぜ説明がないのか。

**【答弁：安岡地震防災課長補佐】**

住民説明会は、必要なことであろうと話しており、現在、区長に相談しながら、消防のほうで開催時期等の調整をしていると聞いているが、地権者に関してはこちらでは聞いていないので、今日いただいた意見は、消防へ共有する。

**【質疑：上岡正委員】**

このことによって影響があるのに、住民に説明会が無いのはおかしい。基本設計ができあがってから説明会をしても意味がない。

今更、ダメとは言えないので言わないが、様々な問題が起こると思う。その辺りを十分、住民や関係者に知らせ、ご意見を聴くこと。仮に、建築途中にその場所が浸かったら大問題になる。地権者も含めた住民にきちんとした説明をすべき。

このことに係る負担金は、本市がどれだけ負担し、黒潮町はどれだけ負担するのか等、説明資料をどんどん委員会にも出してもらいたい。

**【答弁：安岡地震防災課長補佐】**

新しい庁舎の建築費は、四万十消防署の話であるので四万十市の負担になる。

**【質疑：上岡正委員】**

この建物には本部が入っているのに、黒潮町は負担しないのか。たとえ、わずかな割合となってもきちんと案分すべきではないか。

**【答弁：安岡地震防災課長補佐】**

確認する。

**【質疑：平野正委員】**

浸水するようなところはダメだと思うし、十分検討されたとは思いますが、現在の位置の海拔と新しく建設する場所の海拔はどれくらい違うのか。

**【答弁：安岡地震防災課長補佐】**

数値的なものは持ち合わせていないが、現状の庁舎の位置は浸水想定区域の中にある。

当然、堤防は浸水させないための堤防なので、そこより高い敷地になるということは言える。

**【意見：上岡正委員】**

現庁舎は浸水する。今から建てる場所も旧町内で1番低い場所。1番低いから土砂が溜まり、田んぼだったところで地盤が一番悪い。これからボーリング調査をしてどれだけ杭を打つことになるか分からないが、広さはあるものの条件が非常に悪い。その中で、消防署が浸水したら、それより他の低い場所はどれくらい浸かってしまうのか。私は適当な場所ではないと考えている。ぜひとも説明会を開催してほしい。

－小休－

－正会－

**【質疑：川村一朗委員】**

消防署は浸水しないが、周りが浸水したとなれば、身動きが取れない。検討の余地があるなら、検討してはどうか。

**【答弁：安岡地震防災課長補佐】**

検討委員会の中で複数の候補地について、スクリーニングし、検討した結果、現在の土地を最終候補地としたもの。現時点で他の土地という考えはない。

※他に質疑なく終了

■次に、その他に移り、管外視察について協議を行った。

－小休－

－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。